

## 議案第44号

### 港区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定までの経緯

#### 1 法令等の改正について

平成29年6月9日

地方自治法の一部改正（施行日：令和2年4月1日）

内部統制制度の導入

監査制度の充実強化

ガバナンスの強化

地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し

令和元年11月8日

地方自治法施行令の一部改正（施行日：令和2年4月1日）

損害賠償責任の一部免責に係る参酌基準及び最低額並びに必要な手続が規定されました。

令和2年3月27日

地方自治法施行規則の一部改正（施行日：令和2年4月1日）

基準給与年額の算定方法が規定されました。

#### 2 区の検討

法改正に至った第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」、判例等を踏まえ、内部統制制度の導入及び監査制度の充実強化のガバナンスの強化を図った上で、区長や職員等の損害賠償責任の一部免責に関する新たな条例を制定することとしました。

##### 内部統制制度の導入

適正な事務執行を総合的かつ継続的に推進し、区政の公正性・公平性・透明性を確保 ⇒ **港区内部統制基本方針の策定**（施行日：令和2年4月1日）

##### 監査制度の充実強化

専門性の更なる向上・内部統制に依拠した監査の実施・勧告制度の導入・監査調書の作成 ⇒ **港区監査基準の策定**（施行日：令和2年4月1日）



##### ガバナンス強化策と両輪の位置付け

##### 区長や職員等の損害賠償責任の一部免責

区全体で事務執行の適正化を図っている中で、損害賠償額を限定してそれ以上の額を免責することで、区長や職員等の職務に対する萎縮を低減